

31年度 キャンペーン割（不破郡）について

岐阜県学校職員組合

1. 本事業は、以下に示す条件の下、新規加入者の促進を目的として行う。
 - (1) 正規採用の教員で、岐阜県学校職員組合（以下：岐学組くぎがくそ）の会員になろうとする意思のある者。
 - (2) 勤務する学校が以下の地域にあること。
 - ・ 不破郡
 - (3) 今後の異動後も岐学組会員である意志があり、県内の各地域、及び岐阜県の子供達の教育環境の改善に努める意志がある者。
 - (4) 加入時、2019年度時点で53歳までの者。
2. 本事業の会費の割引について以下に示すものとする。
 - (1) 1年目については、月額会費を1,000円とする。
 - (2) 2年目以降については、正規の月額会費である2,990円+単位組合会費（所属する組合によって異なる）とする。
3. 「2」について、年間9回に分けて引き落とすため、引き落とし月と1回の引き落とし額について、以下に示すものとする。
 - (1) 引き落とし月は、6月から2月とする。
 - (2) 1年目の引き落とし額は、1回につき、1,340円とする。
 - (3) 2年目以降については、1回につき、4,390円とする。しかし、所属する単位組合によっては引き落とし額が増額となる回がある。
4. 本事業のねらいに照らし合わせ、7年以上の入会を本キャンペーン適用の目安とする。7年未満の脱会、退職については、事務局での審議により、会費の追加徴収を行う場合があることを会員は了承しなくてはならない。その際、加入勧誘者は正確かつ確かな説明を対象者に行うように努めなければならない。
5. 「4」の7年について、休職中の期間は算定しない。
6. 加入時、2019年度時点で20代の者については、加入2年目以降30歳になるまでの年度の期間、緩和優遇策として、キャッシュバックキャンペーンを適用し、年額3,000円を会費から割り引く。
7. 「6」の方法は、毎年度2月の引き落とし額からキャッシュバック分を差し引いた残額を2月の引き落とし分として徴収するものとする。
8. 対象者より事務局に提出される個人情報、「岐阜県学校職員組合 個人情報保護方針」により、厳重に管理する。
9. その他、必要な事項は、その都度、事務局で審議する。